## 登記事項証明書

(3) 成年被後見人等(注1)の配偶者又は四親等内親族が請求する場合

注1:ここにいう「成年被後見人等」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任 意後見契約の本人等を指します。

## <窓口にお持ちいただくもの>

- ①申請書 (窓口での作成も可能)
- ②成年被後見人等との親族関係を証する戸籍謄本・住民票の写し(注2)
- ③請求者(親族)の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)
- ④必要通数分の手数料(収入印紙)
- 注2:請求者(親族)と成年被後見人等とのご関係によって、必要となる戸籍謄本 (住民票の写し)が変わりますので、事前に前橋地方法務局戸籍課(027-22 1-4466)までお問い合わせください。

また、戸籍謄本・住民票の写しについては、発行後3か月以内のものに限ります。ただし、戸籍謄本のうち、除籍謄本及び改製原戸籍謄本については、 発行後3か月以上経過したものでも差し支えありません。

## <申請書を作成する際の注意点>

- 「●登記記録を特定するための事項」欄について
- 登記番号が分かる場合は、登記番号を記入してください。

登記番号を記入した場合、その下の「本人の生年月日」、「本人の住所」、「本人の本籍(国籍)」欄は空欄で差し支えありません。

- ・登記番号が不明な場合は、「本人の生年月日」と、「本人の住所」又は「本 人の本籍(国籍)」を記入してください。
- ・申請書は押印不要です。